

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人 福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S15068, 07-029

③施設の情報

| | | |
|------------------------------|--|---------------|
| 名称：甘木山学園 | 種別：児童養護施設 | |
| 代表者氏名：塚 康利 | 定員（利用人数）：90名（暫定63名）＋ （地域小規模児童養護施設2ヶ所／12名） | |
| 所在地：福岡県大牟田市大字甘木1158番地 | | |
| TEL：0944-58-0205 | ホームページ：http://www.amagiyama.or.jp/yougo/ | |
| 【施設の概要】 | | |
| 開設年月日：昭和31年10月1日 | | |
| 経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 甘木山学園 | | |
| 職員数 | 常勤職員：42名＋（非常勤職員4名） | |
| 専門職員 | 保育士：16名（2名） | 看護師：1名 |
| | 栄養士：1名 | 調理師：5名 |
| | 臨床心理士：1名 | 職業指導員：1名 |
| | 家庭支援専門相談員：1名 | 里親支援専門相談員：1名 |
| | 個別対応職員：1名 | 児童指導員：14名（2名） |
| 施設・設備の概要 | 居室・設備等 | 定員・面積等 |
| | 幼児ブロック（居室2） | 16名 |
| | 男子本園（居室10） | 8名 |
| | ピュアハウス／男子（居室3） | 8名 |
| | マイホーム／男子（居室3） | 8名 |
| | ひまわりホーム／男子（居室1） | 6名 |
| | 女子本館2階（居室6） | 12名 |
| | 女子本園3階（居室6） | 12名 |
| | さくらホーム／女子（居室3） | 6名 |
| | | |
| | | |

④理念・基本方針

(1)理念

家庭環境に恵まれない児童を、自主性を伸ばし健康な心に育てるため、「愛情」・「教育」・「自立」の教育方針に基づき、安定し将来に適応できる児童を育成します。

(2)基本方針

①人格の尊厳：人は生まれながらにして何人も同様です。どのような立場であっても一人の人格者として尊重します。②権利と発達の保障：生命を守る。心身の成長に対する「安全」を保障します。優しさと、愛されている「安心」の権利を守ります。③人間性の再形成：親と離れて生活する孤独の悲しさ、傷ついた心と力の回復をめざします。子どもを取り巻く良好な環境を作ります。社会的自立に必要な教育を受け、未来への可能性の権利を守ります。

⑤施設の特徴的な取組

①家庭的養護の推進を図るため、児童支援のケア単位を小規模化し、より家庭的生活に近づけるよう生活空間に配慮する。現在地域小規模施設を二ヶ所運営、敷地内での小規模グループホームを二ヶ所運営している。

②子どもの権利擁護のために安心して生活が送れるよう生活空間や職員配置に配慮している。

③職員が働きやすい職場環境に向けてチームケアの推進と周りからのバックアップに考慮する。また職員の福利厚生にも力を入れている。

⑥第三者評価の受審状況

| | |
|---------------|--|
| 評価実施期間 | 平成 28 年 9 月 15 日（契約日） ～ 平成 29 年 2 月 22 日（評価結果確定日） |
| 受審回数(前回の受審時期) | 1 回（平成 25 年度） |

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 養育・支援の質の向上に向けた取り組みが組織的・計画的に行われています。
職員は施設長へ「課題と提言」（職員の職務への意向を含めて目標達成度を自己評価）および「年間業務計画表」（職員にかかわりのある施設全体の計画）を提出し、課題の洗い出しとともに、当該年度の新たな個人目標を設定されています。その内容を参考に事業計画の策定や進行管理、人事面、職場環境の改善、職員へのフォロー等に活用されています。
施設長はそれをもとに、諸課題を分析するとともに経営の改善に取り組まれています。
2. 関係機関・関係組織と連携した地域の福祉向上へ向けた取り組みが積極的に行われています。
 - ①地域の社会資源のリストや関係機関の役割・内容の説明などを含むガイドブックの作成に職員が主体的にかかわり、自施設を含めて活用が図られています。
 - ②法人・施設一体となって地域の福祉ニーズに対応すべく地域における公益的事業の取り組みを発起し、有志の社会福祉法人とともに「生活困窮者レスキュー事業」（生活困窮者の生活支援〈経済的支援を含む〉）に取り組まれています。
3. ライフストーリーワーク（出生からの日々を整理し、受け止め、未来に目を向けていくこと。以下、同じ）委員会を設け、子どもの尊重と最善の利益を考慮した子ども本位の養育・支援に努められています。
 - ①効果的な進路指導が図れるよう、学校との連携を強化しながら子どもの意向を早期に確認し、関係機関との調整のもと、より適切な進路指導に結びつくように支援態勢の強化に取り組まれています。
 - ②子どもたちと職員とで、地域の清掃ボランティアに参加したり、地域の方々の協力を得ながら稲作（田植～収穫）を体験するなど、自他の権利を尊重し、共生できる人間性の育成に取り組まれています。
 - ③ルール会やお茶会、ふれあいタイム（子どもと担当職員が1対1で一緒に過ごす）などの子どもの意向をくみ取る機会を重視し、子どもの主体性を尊重しながら子どものサインを見逃さないように注意を払い、より子どもが生活しやすいように生活日課の改善に反映されています。

◇改善を求められる点

1. 施設における安全・安心の確保について
 - ①災害や事故等への対応について、事業の継続性の確保を含めた施設・地域一体となって対処する計画の策定や訓練等、実効性のある体制の整備が求められます。
 - ②事故の未然防止の観点から、安全点検の徹底や日頃からのヒヤリ・ハット報告等を活用した分析・検証によるリスク低減の強化を望みます。
2. 子どもに対する不適切なかかわり等の防止策の整備について
職員の不適切なかかわり等防止の徹底のため、就業規則等に施設としての具体的な姿勢・対応を明示し、職員への周知が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

1. 地域社会に対する貢献活動が重視されるなか、施設として何ができるのか何をすべきかが問われている時代となりました。あらためて、現在実施している地域活動を振り返り検証しながら、その他どのような活動ができるのかを考慮し、地域との協力体制を推進していきます。
2. 小規模化を推進する制度方向の中で、子どもたちが安全にまた安心して生活できる環境整備作りは必至ですが、そのためには設備面の充実化だけでなく、生活支援を担当する職員の育成と人材確保が重要なポイントとなります。働く皆さんそして児童福祉現場で働きたいと希望する方にとって魅力ある職場作りを目指していきます。
3. 災害対策や事故防止については、日頃からの訓練の徹底と防災意識を高めていくことが必要ですが、特に防犯対策については不十分であると理解しています。しかし、一方で地域社会への施設開放と施設理解を深めていくという問題もあり、双方をうまく融和させて防犯対策に取り組んでいきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

| | | 第三者評価結果 |
|--|-----------------------------------|---------|
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 | | |
| 1 | I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | b |
| <コメント> ◎平成 28 年 9 月にホームページをリニューアル。職員によるブログを新設するなど内容を充実するとともに、これまで以上に子どもの成長の様子などを発信し、子どもたちに対する地域の理解促進に努められています。 ◎施設の理念・基本方針が導かれるもとなる法人の理念・基本方針の位置づけが分かりづらい面があります。関連性を整理され、明示するうえで誰もが分かりやすいような工夫が求められます。 | | |

I-2 経営状況の把握

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 | | |
| 2 | I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎自治体や諸団体と連携を図りながら、地域の子どもに関するニーズを把握・分析するとともに、ショートステイやトワイライトステイの需要に対し積極的に対応されています。</p> <p>◎地域の福祉ニーズに対応すべく地域における公益的事業の取り組みを发起し、有志の社会福祉法人とともに「生活困窮者レスキュー事業」(生活困窮者の生活支援(経済的支援を含む))に取り組まれています。</p> | | |
| 3 | I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎経営状況やその課題は年度当初の職員会議において、職員への周知が図られています。また、運営委員会(施設長、部長、主任で構成)において、毎月、事業の進捗状況の確認や課題解決への取り組みが行われています。</p> <p>◎経営課題の解決・改善に向けて、課題を共通認識し、職員一体となった取り組みが求められます。</p> | | |

I-3 事業計画の策定

| | | 第三者評価結果 |
|--|---------------------------------------|---------|
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | |
| 4 | I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎法人内に「近未来経営委員会」を組織し、法人の施設連携強化策を含めた法人活動の将来構想について、2か月に1回経営層による検討が進められています。</p> <p>◎中・長期的な人材育成にかかる具体的な内容について明確な定めが見受けられません。施設の中・長期的ビジョン実現のために、サービスを担う職員が能力を発揮しやすい環境づくりとともに、能力を高め質の高いサービスが継続的に提供できるような人材育成体制の確立が求められます。</p> | | |
| 5 | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎中・長期計画を反映した年次ごとの事業計画の達成目標が策定されておりません。計画の進捗状況を定期的に確認するとともに必要に応じて見直しを行い、実効性ある計画の推進を担保することが求められます。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 | | |
| 6 | I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎事業計画策定の際の目標設定と事業終了後の検証内容の関連性を分かりやすいように改めるとともに、事業計画の全体像が容易に把握できるような工夫が求められます。</p> | | |
| 7 | I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもや保護者等から事業に対する協力を得られやすいように、子どもや保護者等が理解しやすい事業計画の策定や周知方法の工夫が求められます。</p> | | |

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | | |
| 8 | I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎職員は施設長へ「課題と提言」（職員の職務への意向を含めて目標到達度を自己評価）および「年間業務計画表」（職員にかかわりのある施設全体の計画）を提出し、課題の洗い出しとともに、当該年度の個人目標を設定されています。その内容を参考に事業計画の策定や進捗管理、人事面、職場環境の改善、職員へのフォロー等に活用されています。</p> | | |
| 9 | I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎評価結果を受けて、改善への取り組みが組織的に行われています。</p> <p>◎改善への取り組みが計画的に進められている状況とまでは認めがたく、職員の共通認識のもと、効率的・効果的な改善への取り組みを望みます。</p> | | |

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。 | | |
| 10 | Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎施設長の責任については、文書化や周知化を段階的に進められています。施設長の意図がより職員に浸透するように指揮・管理の体制の整備やその周知を図られるように望みます。</p> | | |
| 11 | Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎法令等の遵守については、運営規程に明示されています。</p> <p>◎遵守すべき法令等を整理されていますが、職員誰もが直ちに必要とする法令等が確認できるような状況にはありません。</p> <p>◎施設長は遵守すべき法令等のリスト化など、職員がいつでもその内容を確認できるように整備を図るとともに、職員が法令等への理解を深めるための取り組みが求められます。</p> | | |
| Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。 | | |
| 12 | Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎職員は「課題と提言」(職員の職務への意向を含めて職員自身の目標到達度を自己評価)を提出し、課題の洗い出しとともに、当該年度の目標を設定しています。施設長はそれをもとに課題を分析し、改善に向けた取り組みが行われています。さらに、組織として中・長期的展望に立った取り組みの充実を期待します。</p> | | |
| 13 | Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎施設長は職員一人ひとりから業務に関する課題や職員自身の取り組むべき目標を提出してもらい、それをもとに経営の改善に取り組まれています。職員の職務の目標達成度に沿った育成プログラムを実施するなど、より実効性の高い取り組みを期待します。</p> | | |

II-2 福祉人材の確保・育成

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | |
| 14 | II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎職員自らが施設の「期待する職員像」を目標に、自己研さんに積極的に取り組めるような、人材育成の要件整備が求められます。</p> | | |
| 15 | II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎職員の能力や適応性を把握できるような体制を整え、職員の育成や経営改善に活かされています。</p> <p>◎職員の仕事に対する努力や成果が十分に反映されるような人事考課制度の構築を望みます。</p> | | |
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | | |
| 16 | II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎中・長期における職員の処遇改善や職場環境の整備計画（部分的にはあるが、連続勤務を導入している）を明示し、職員の職務への意欲向上のための方策と負担軽減が図られています。</p> <p>◎職員の仕事の家族への理解を深めるため、平成27年度から、職員の家族（配偶者や子ども）を招待し、バザーなどを介した交流会が催されています。</p> | | |
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | |
| 17 | II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎職員は施設長へ「課題と提言」（職員の意向を含めて職務への職員自身の目標到達度を自己評価）および「年間業務計画表」（職員にかかわりのある施設全体の計画）を提出し、課題の洗い出しとともに当該年度の目標を設定し、職員の職務に対する意欲向上が図られています。</p> <p>◎さらに事業計画の策定やその進行管理、人事面、職場環境の改善、職員へのフォロー等に活用されています。</p> | | |
| 18 | II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎施設が目指す職員の育成計画が職員一人ひとりが描く将来の目指すべき自己像と一致し、職員の意向を反映しているものが明確ではありません。職員と目指すべき方向性を共有しながら、実効性の高い研修体制の整備を望みます。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| 19 | Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎職員一人ひとりの実態に即した研修の場を設けるように努められています。特に新任職員については、フォローアップのために次年度以降も継続的な支援体制が整えられています。</p> <p>◎研修のテーマごとの評価・分析については、以降の研修に十分に活かされているとは認めがたいところがあり、次の段階（ステップアップ）との関連性を明確にした取り組みを望みます。</p> | | |
| Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | | |
| 20 | Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎実習生の受け入れに関しては、各々の専門職種の特性に配慮した養成プログラムを施設独自で策定するなど、より効果的な実習が展開されるように、実習指導者の力量の向上を含めた研修等の取り組みが求められます。</p> | | |

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

| | | 第三者評価結果 |
|---|--|---------|
| Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | | |
| 21 | Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎ホームページを平成28年9月にリニューアルし、子どもの成長の様子などをこれまでより詳しく紹介されています。</p> <p>◎苦情解決や第三者評価の結果等、施設の課題解決への取り組み状況を地域へ向けて積極的に発信されることを望みます。</p> | | |
| 22 | Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎リースによる会計ソフトを活用するとともに、契約している税理士より、経理上のチェックや経営へのアドバイスを受けられています。</p> <p>◎公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みとして、経営・運営の状況の公表のほか、定期的に外部の専門家の点検を受けたり、外部監査を採り入れたりすることも検討の余地があります。</p> | | |

II-4 地域との交流、地域貢献

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 | | |
| 23 | II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎法人・施設の役割として地域社会との相互理解のための交流の推進が重要であり、法人・施設の基本的な姿勢として、地域とのかかわり方についての明文化とその周知が求められます。</p> | | |
| 24 | II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎小・中学校、特別支援学校において、職員（就学指導員として）による、配慮を要する子どもたちの支援についての助言などの支援が行われています（週1回学校訪問）。</p> <p>◎ボランティアの受け入れに関する基本姿勢を明文化するなど、円滑にボランティア活動が行われるような整備が求められます。</p> | | |
| II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。 | | |
| 25 | II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎地域の社会資源のリストや関係機関の役割・内容の説明などを含むガイドブックの作成に直接職員がかかわり、自施設を含めて活用が図られています。</p> | | |
| II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | |
| 26 | II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎施設の備品等を積極的に地域へ貸し出されています。</p> <p>◎災害時における地域との一体となった防災訓練や避難計画の策定、さらには被災時の事業継続を含めた総合的・一体的な対応策が求められます。</p> | | |
| 27 | II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎法人・施設一体となって、地域貢献事業（生活困窮者を対象）を他法人との協働のもと取り組まれています。今後さらに地域の福祉ニーズに即した事業の展開を期待します。</p> | | |

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。 | | |
| 28 | Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもへのアンケートを定期的（少なくとも年1回）に行い、集計・分析するとともに、子どもたちの意見や要望にはていねいな対応・説明に努められています</p> <p>◎子どもたちとの話し合う機会（ルール会、茶話会、「ふれあいタイム」—子どもと担当職員とが1対1で一緒に過ごすく1日の振り返りや交換日記、本の読み聞かせなど）以下、同じ）をできる限り設け、子どもたちの意見や要望を反映する取り組みが行われています。</p> | | |
| 29 | Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎居室（ユニットを含む）の配置について、子ども個人のプライバシーが保てるように配慮されています。</p> <p>◎子ども同士においても日頃の生活のなかで、他人の領域を尊重するよう、職員から子どもへ伝えられています。</p> <p>◎子どもや保護者等のプライバシー保護の徹底ために、マニュアル等の充実や職員への研修の強化等を望みます。</p> | | |
| Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 | | |
| 30 | Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎施設内の掲示物や説明書きなどを含め、生活全般をとおして子ども主体の姿勢が示されています。特に、子どもの自己決定に重点を置き、自分たちで生活課題を解決するようていねいに働きかける支援に努められています。</p> | | |
| 31 | Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎養育・支援の開始・過程において、不安を感じないように資料等を用いて分かりやすいようていねいに対応されています。</p> <p>◎子どもや保護者等への説明は言葉だけでなく、分かりやすい文書を用意し活用されるなど、子どもや保護者等への周知が求められます。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| 32 | Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎地域・家庭への移行にあたり、子どもや保護者等に対して、移行後も引き続き支援を受けることができることについて、文書等を用いた周知が求められます。</p> | | |
| Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。 | | |
| 33 | Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもからの要望等については、できるものは直ちに対応し、できないものや時間がかかるものについては、その都度ていねいな説明に努められています。</p> <p>◎子どものすべての要望に応えることができないとしても、子ども参画のもとに責任性について十分に話し合いを進め、将来の自立を見据えた支援を期待します。</p> | | |
| Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。 | | |
| 34 | Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎施設内部に「養護部会」を設置し、子どもの権利や最善の利益の保障を目的に、子どもの視点に立った改善策を検討するなどの取り組みが行われています。</p> <p>◎子どもや保護者等の苦情解決の仕組みを苦情のみでなく、広く運営・経営へ資する意見・要望を含めた建設的なものと捉え、情報公表を積極的に行うことによって、共通課題としてともに解決を図る共通認識にまで深められることを望みます。</p> | | |
| 35 | Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎児童相談所が入所の際に子どもに渡す「権利ノート」のほかに、施設独自に簡易版を作成し、必要に応じて活用されています。</p> <p>◎子どもが相談を受ける際に、子どもの気持ちの切り替えやプライバシー保護に配慮し、子ども一人ひとりに応じた支援が行われています。</p> | | |
| 36 | Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもからの相談や意見に対して、対応マニュアルを整備し、より適正な対応が図れるように望みます。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。 | | |
| 37 | Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎リスクへの対応策が整えられ、インシデント（事故が起こりそうな状況に気づいた場合の事例）報告書の活用などによって、原因究明と事故の未然・再発防止に努められています。</p> <p>◎リスク管理について、事故防止対策として組織的な取り組みを強化し、より効果的な安全確保策の確立を望みます。</p> | | |
| 38 | Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎感染症の感染予防、発生時の対応、感染拡大防止策を徹底し、感染の影響を最小限度にとどめるような安全確保体制が講じられています。</p> | | |
| 39 | Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎定められた避難訓練や機器の点検は法定どおりに行われています。</p> <p>◎地域との同時被災等を想定した防災計画の策定や訓練は行われておりません。地域と協働して有事の際に実効性のある対応策が求められます。</p> | | |

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

| | | |
|---|---|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。 | | |
| 40 | Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎養育・支援のあり方については、「甘木山学園子ども支援サービスガイドライン」を整備し、ガイドラインに沿った支援に努められています。</p> <p>◎職員は年3回、養育・支援にかかる自己チェックを行っていますが、その後の検証や改善への取り組みが十分ではなく、その成果の有効性を高める効果的な実践が求められます。</p> | | |
| 41 | Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎実施方法の検証・見直しについては、見直しが行われている確認ができませんでした。見直しを行った際はその記録を残し、確実性を期されるように望みます。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。 | | |
| 42 | Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎県児童相談所が定めた自立支援計画書の様式に沿ったアセスメント表を活用し、関連づけた見立てによって自立支援計画が策定されています。</p> <p>◎自立支援計画書の実用性においてアセスメント手法が確立しているところとまでは言えないところがあり、記入の例示や項目間の関連性について、どの職員にも分かりやすいような工夫が求められます。</p> | | |
| 43 | Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎自立支援計画の見直しについては、年2回の定期的な見直し以外緊急時には、その都度対応が行われています。緊急時についてあらかじめ対応方法を定め、円滑に対応できるような体制の整備が求められます。</p> | | |
| Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。 | | |
| 44 | Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎養育・支援記録用のソフトおよびLAN（建物内等において、パソコン等を無線やケーブルでつなぎ、お互いに情報の交換やデータを共有できるネットワークのこと）の導入により、職員用のどのパソコンからも記録が確認できるようなシステムの活用が図られています。また、必要度の高い内容は相互にリンクできるようになっており、必要に応じてプリントアウトし、ファイルにまとめられています。</p> | | |
| 45 | Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎個人情報保護に関し、情報開示の手続きや情報の廃棄の確認方法などの確実性を確保する規定の整備が求められます。</p> <p>◎情報の開示請求があった場合に、請求を受けた時から開示までの期限など、手続き上の実地的な対応方法について整備しておくことが求められます。</p> | | |

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮 | | |
| A① 46 | A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎学校との連携を強化しながら子どもの適性や学力の把握に努め、より適切な進路指導に結びつくよう取り組まれています。</p> <p>◎効果的な進路指導が図れるよう、子どもの意向を早期に確認し、関係機関との調整のもと、支援態勢の強化に取り組まれています。</p> <p>◎当該法人で育英資金制度を創設し、将来の進路保障につなげられるよう、高卒後の進学支援の仕組みが整えられています。</p> | | |
| A② 47 | A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもの要望や発達段階を考慮して、児童相談所との綿密な協議のもと、ライフストーリーワークを展開されています。</p> <p>◎ライフストーリーワーク委員会の取り組みの中で、子どもの一人ひとりの成長過程を振り返ることができる、ていねいに作成されたアルバム等の活用も図られています。</p> | | |
| A-1-(2) 権利についての説明 | | |
| A③ 48 | A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎「甘木山学園子ども支援サービスガイドライン」に沿った支援が、日々の子どもたちの生活の中で活かされています。</p> <p>◎施設独自の権利ノートを作成し、子どもとの話し合いの場や必要に応じて活用されています。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| A-1-(3) 他者の尊重 | | |
| A④ 49 | A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎法人併設の乳児院や介護老人保健施設での実習や交流行事を通して、幅広い体験による人間関係の育成が図られています。</p> <p>◎子どもたちと職員とで、地域の清掃ボランティアに参加したり、地域の方の協力を得ながら稲作（田植～収穫）を体験するなど、自他の権利を尊重し、共生できる人間性の育成に取り組まれています。</p> | | |
| A-1-(4) 被措置児童等虐待対応 | | |
| A⑤ 50 | A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎「就業規則」に体罰等の禁止を明文化し、懲戒規定を定めるとともに職員に誓約書の提出を義務づけ、他の遵守事項と合わせて、体罰等の禁止の徹底が図られています。</p> | | |
| A⑥ 51 | A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎不適切なかかわりの防止については、他の遵守事項と合わせて職員に誓約書の提出を義務づけ、不適切なかかわりの防止等の徹底が図られています。</p> <p>◎就業規則等の職員の身分に関する規定に不適切なかかわりの禁止やそれに対する罰則の規定が明確でなく、当該規定を明示するとともに職員への周知が求められます。</p> | | |
| A⑦ 52 | A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもに対する虐待や不適切なかかわりの防止について、通告制度の整備に加え、就業規則等に通告者保護の規定を具体的に明示するとともに、職員への周知が求められます。</p> | | |
| A-1-(5) 思想や信教の自由の保障 | | |
| A⑧ 53 | A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもの思想・信教の自由の保障については、子どもの意思や意向を尊重する権利保障の範囲での対応では十分ではなく、多文化理解、生活慣習の尊重の趣旨からも、子どもや保護者等の意向を尊重する施設の姿勢の明示と利用者に配慮した適切な対応策が求められます。</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮 | | |
| A⑨ 54 | A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎入所の前に子どもに施設での生活がどのようなものであるか具体的に分かりやすく説明されるとともに、集団生活のためのルールについては、制限事項はできるだけ少なくし、時間をかけていねいに説明されています。</p> <p>◎新しく入所する子どもには入所の際、ユニットの子どもたちとおやつタイム等が設けられています。子ども全員にアイスクリーム等がおやつタイムに提供されるので、新しいお友だちを迎えるという温かな気持ちのサインにもなっています。</p> | | |
| A⑩ 55 | A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎ルール会やお茶会、ふれあいタイムなどの子どもの意向をくみ取る機会を重視し、子どもの主体性を尊重しながら、子どものサインを見逃さないように注意を払い、より子どもが生活しやすいように生活日課の改善に反映されています。</p> <p>◎子ども同士で話し合いをもち、解決策を自らで導く力を養う支援にも努められるように望みます。</p> | | |
| A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活 | | |
| A⑪ 56 | A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎本体施設では基本的な日課を示していますが、帰宅時刻や起床時刻等安全面や生活習慣上支障をきたすもの以外は、子どもの状況によって柔軟に取り扱うようにされています。</p> <p>◎小規模グループホームと本体のユニットの居室との違いはあるものの、おおむね子どもたちで生活時間を割振りしています。話が整わない時には職員が案を示したりして、子どもが理解できるように支援されています。</p> | | |
| A⑫ 57 | A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎小遣い帳は基本的に毎回の出納を自己管理し、子どもの申し出によりいつでも確認できるようになっています。</p> <p>◎自立生活を目標として、一定の金銭管理を自ら行うプログラムを採用するなど、子どもが円滑に自立生活に移行できるような支援の充実を望みます。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| A-1-(8) 継続性とアフターケア | | |
| A⑬ 58 | A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎家庭復帰後の保護者の負担軽減や子どもの心の安定を図るため、担当や家庭支援専門相談員を中心に、相談体制が整えられています。</p> <p>◎家庭復帰後については、できるだけその後の経過について把握するように努められていますが、ケースによっては記録を整備できていない例もあります。今後は養護日誌の中に継続的に記録していく方法での対応を予定されています。</p> | | |
| A⑭ 59 | A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎進学した子どもが学費の負担で修学に支障を生じないように、法人独自の育英資金制度「竹の会基金」が設けられています。</p> <p>◎中退した場合でも、児童相談所と十分に協議し、自立へ向けた準備が整うまで措置を延長するなど、必要な支援が継続するように努められています。</p> <p>◎障がい関係の手帳の取得に関しては、学校や医療機関、保護者との連携を密にし、子どもの生活や将来のこと（支援の受けやすさ）も十分に検討し、取得時期を判断されています。</p> | | |
| A⑮ 60 | A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎退所後は主任、家庭支援専門相談員、担当職員らが窓口となり、アフターケアに対応されています。</p> <p>◎退所後、子どもに問題等が生じた場合には記録は継続していますが、何もなければ中断したままで、追跡調査し記録を整備するということまでには至っておりません。今後は養護日誌の中に継続的に記録していく方法を採用するように予定されています。</p> | | |

A-2 養育・支援の質の確保

| | | |
|--|--|---|
| A-2-(1) 養育・支援の基本 | | |
| A⑯ 61 | A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎担当職員は子どもとのかかわりを大切にし、子どもに真摯（しんし）に向き合い理解するように努められています。</p> <p>◎心理的に支援の必要のある子どもは、心理士と連携し、協働して課題解決に努められています。</p> <p>◎子どもの内面の心の動きや課題に、より注目し、子ども一人ひとりに即した支援体制の整備が進められています。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| A⑰ 62 | A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもと担当職員との関係づくりのため、子どもと担当職員とが1対1で一緒に過ごす(1日の振り返りや交換日記、本の読み聞かせなど)時間が設けられています。</p> <p>◎ユニット間の連携強化や職員と子どもとの適切な距離感の取り方を工夫しながら、家庭養護により近づける取り組みを進められています。</p> | | |
| A⑱ 63 | A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎施設全体をとおして、子ども主体の姿勢が示されています。特に、子どもの自己決定に重点を置き、自分たちで生活課題を解決するよういていねいに働きかける支援に努められています。</p> <p>◎朝・夕の忙しい時間帯にはパート職員(保育士)を配置し、子どもへの支援が手薄にならないように配慮されています。</p> | | |
| A⑲ 64 | A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎毎日のように職員が学校に出向き、教職員との情報交換が行われています。</p> <p>◎地域または大学等と連携し、子どもとのふれあいボランティアや学習ボランティア等を受け入れるほか、学習塾のボランティアによる来塾学習も採り入れられています。</p> <p>◎子どもへの図書の整備・充実が進められています。</p> | | |
| A⑳ 65 | A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎町内会や子ども育成会などの活動を通じて、基本的な生活習慣が自然に身につくような社会体験の機会が設けられています。</p> <p>◎ルール会(子ども会のようなもの)で子どもたちが主体的にものごとを解決する能力を身につけるような仕組みが設けられています。</p> <p>◎職員一人ひとりが子どもの手本となれるような、自己研さんの取り組みが進められています。</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| A-2-(2) 食生活 | | |
| A⑳ 66 | A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎時々調理場から各ユニットへの出前調理が行われ、家庭的な食事形態の提供のもと、調理担当の職員も一緒に食事をし、子どもの食事の様子を確認するなど、献立や調理方法の改善に反映されています。</p> <p>◎夕食のうち月に2回は、子どもたちのリクエストに応えるようにバイキング方式が採用されています。</p> <p>◎ユニットの特性や担当職員が実際に調理等を行う懸案を抱えながらも、家庭により近い形態での食事の場の工夫を望みます。</p> | | |
| A㉑ 67 | A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎定期的（年1回）に子どもの嗜好調査を行い、その結果や栄養のバランスに関する情報を食堂等に掲示するとともに、献立の改善に反映されています。</p> <p>◎子ども一人ひとりの身体状況に即した（例えば、食物アレルギー等により重篤な症状を生じる可能性を想定した）対応が図れるような仕組みの整備・充実が求められます。</p> | | |
| A㉒ 68 | A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎ユニットや大きな集団での食事の各々の特性を活かして、バランスの取れた食生活が可能となるような支援が行われています。</p> <p>◎ユニット化に伴い、マナーや栄養指導の周知が図りにくくなった面があり、周知のための工夫を望みます。</p> | | |
| A-2-(3) 衣生活 | | |
| A㉓ 69 | A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎年2回の衣類購入計画時に子どもとともに種別に必要数をチェックし、子どもの好みも踏まえて購入回数を増やすなど、季節感や子ども一人ひとりに合った衣類を揃えるように配慮されています。</p> <p>◎さらに、洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理について、子どもの成長過程に応じて、自立生活を目指した目標設定を各自で行い、その到達度に沿った支援を望みます。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| A-2-(4) 住生活 | | |
| A②⑤ 70 | A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎住環境の整備については、子どもが快適な生活を維持できるように日頃から取り組まれています。</p> <p>◎子ども一人ひとりに着目した場合には、居室の整理整頓が十分に確立できていな子どもも見られ、課題解決へ向けての取り組みの進展を望みます。</p> | | |
| A②⑥ 71 | A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもが自分の居場所を感じ居心地のよい日常生活を営めるよう、子ども一人ひとりに配慮し、子どもの意向に沿うよう努められています。</p> <p>◎小規模・ユニットの居室では個人の生活空間を確保し、プライバシー保護にも配慮されています。構造上個室が用意できない場合であっても、できるだけ子どもの意向に沿った配置がなれています。</p> | | |
| A-2-(5) 健康と安全 | | |
| A②⑦ 72 | A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎衛生面や子どもの健康面については、子どもごとの健康状態を日々記録し、健康で安全な生活が送れるように配慮されています。</p> <p>◎健康管理の記録はデータベース化し、職員間の情報の共有化が図られています。</p> <p>◎危険箇所について、事故防止のための現状の把握や子どもへの安全指導等組織的な取り組みを強化し、より効果的な安全確保策の確立を望みます。</p> | | |
| A②⑧ 73 | A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもの健康については、個別に健康管理表（通院記録簿を含む）により適切に管理されています（さらにデータベース化している）。</p> <p>◎特別な配慮を要する子どもへの対応については、各担当者・看護師・医療機関と連携して対応し、嘱託医による週1回の健診が実施されています。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| A-2-(6) 性に関する教育 | | |
| A⑳ 74 | A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎施設内での性教育はライフストーリーワーク委員会により、子ども自身が自らの育ちの過程を理解するというを中心に取り組まれています（小・中・高生の男女別）。</p> <p>◎子どもの成長や実態に即した性教育のあり方を深める取り組みを望みます。</p> | | |
| A-2-(7) 自己領域の確保 | | |
| A㉑ 75 | A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎日用品等の個別化を十分に図り、子どもが自分の好みのものを自由に選択でき、より満足度を高めるような支援のあり方を望みます。</p> <p>◎子どもの貴重品の管理は、各自に鍵のかかる保管庫を用意し、子どもが自己領域を確保できるように努められています。</p> | | |
| A㉒ 76 | A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもの生活をアルバムで振り返ることを、ライフストーリーワークの過程として活用されています。</p> <p>◎行事等で撮影した写真を個人情報の保護に配慮しながら個人別に整理、電子データとして保存し、退所時に本児の分をCDで手渡されています。</p> | | |
| A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応 | | |
| A㉓ 77 | A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎ライフストーリーワーク委員会において、職員の実践的なスキルアップ（コモンセンス・ペアレント〈不適切な対応が起こりそうになったときの自己コントロールの技法の習得〉）が図られています。</p> <p>◎児童相談所課長参加の支援会議（月1回）を開催し、課題の解決へ向けたアドバイスを受けたり、情報交換、施設の現状報告が行われています。</p> <p>◎問題状況に対応すべく、外部研修への参加によるトレーナーの育成が進められています。</p> <p>◎職員の負担軽減と不測の事態への対応のため、できるだけ複数勤務の時間帯を設けるなどの工夫がなされています。</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| A ㉓ 78 | A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じな いよう施設全体で取り組んでいる。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもと担当職員との関係づくりのため、子どもと担当職員とが1対1で一緒に過ごす(1日の振り返りや交換日記、本の読み聞かせなど)時間が設けられています。</p> <p>◎職員の負担軽減と不測の事態への対応のため、できるだけ複数勤務の時間帯を設けるなどの工夫がなされています。</p> | | |
| A ㉔ 79 | A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取り の可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎不審者を含めて実際に強引な引き取りを求めて侵入行為に及んだ場合の対応や警察との連携体制が不十分なため(対応訓練<電話での対応、通報、侵入対応など>等)は行われていない)、現在マニュアルの整備が進められています。</p> | | |
| A-2-(9) 心理的ケア | | |
| A ㉕ 80 | A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を 行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎心理士の配置は施設としては1名ではあるものの、隣接の乳児院1名、児童家庭支援センター2名との連携体制を整備し、機能強化に努められています。</p> <p>◎心理士にも週1回宿直を割り当て、普段は把握しがたい子どもの細かな状況把握に努め、子どもの支援の見直し等に反映されています。</p> <p>◎心理的支援を必要とする子どもが多いこともあり、児童相談所や医療機関との連絡調整に心理士が同席し、子どもに即した細やかな対応ができるよう取り組まれています。</p> | | |
| A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等 | | |
| A ㉖ 81 | A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を 行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎小・中学校PTAの役員に職員が就任し、学校の教員と子どもの状況等について情報交換を密にしながら、保護者等や子どもの意向を尊重した学習支援に取り組まれています。</p> <p>◎通塾以外にも学習塾のボランティアによる来塾学習も採り入れ、子どもの学力や状況に応じた学習支援に努められています。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| A⑳ 82 | A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎効果的な進路指導が図れるよう、子どもの意向を早期に確認し、関係機関との調整のもと、支援体制の強化に取り組まれています。</p> <p>◎学校との連携を強化しながら子どもの適性や学力の把握に努め、より適切な進路指導に結びつくよう取り組まれています。</p> <p>◎中退した子どもへの支援については、子どもや保護者等の意向を尊重しながら、再チャレンジが可能となるような支援体制の強化を望みます。</p> | | |
| A㉑ 83 | A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎職業指導担当職員を中心に、高校生には将来の社会的自立につながるよう実習先や職場開拓を含めて学校とも連携しアルバイトを推奨するなど、子どもの社会参加の機会を積極的に設けられています。</p> <p>◎資格取得に関しては、学校での取得が主流ですが、職業指導担当職員による職場開拓の段階で、事業主に対して子どものアルバイト先での資格取得の相談をするなど、積極的な支援に取り組まれています。</p> <p>◎施設内での職業指導の一環としてクロス機械を購入し、目標設定や根気・集中力の育成、達成感・充実感の体験を得るとともに、仕事への意欲の醸成に取り組まれています。</p> | | |
| A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり | | |
| A㉒ 84 | A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>◎施設と家族との信頼関係づくりにあたっては、家庭の状況や家族関係、家族の意思を尊重しながら、段階的に準備が進められています。</p> <p>◎家族が負担を感じないように配慮しながら子どもとの関係性の回復や進展を図るよう、担当職員や家庭支援専門相談員を中心に、相談体制が整えられています。</p> <p>◎保護者等へは毎年8、12月に子どもの生活の様子を記し、行事の案内も含めて、文書（写真付）が送られています。また、来所できない保護者等については訪問するなどして、保護者等との関係づくりに努められています。</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| A-2-(12) 親子関係の再構築支援 | | |
| A④ 85 | A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎子どもの家庭復帰へ向けて、家庭支援専門相談員を中心として児童相談所の担当者と連携しながら、親子関係の再構築にいていねいに取り組まれています。</p> <p>◎親子関係の再構築における保護者等と子どもの関係性の構築・回復の取り組みについては、一部の職員だけにとどまっているため、施設として職員間の共有事項のより実質的な連携を含め、さらなる強化策が進められています。</p> | | |
| A-2-(13) スーパービジョン体制 | | |
| A④ 86 | A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。 | b |
| <p><コメント></p> <p>◎施設内部でのスーパービジョン体制はおおむね整えられています。今後は内部の充実とともにスーパーバイザーを外部に求めるなど、よりスーパービジョン体制を強化する取り組みが進められています。</p> | | |